

所得税および市県民税申告日程 期間：2月16日(月)～3月16日(月)

【大矢野地区】

◎会場 大矢野庁舎書庫棟2階会議室

月 日	地 区 名	時 間
2月16日(月)	登立本郷・寄船	午前9時～正午
	広崎・成合津	午後1時～4時
2月17日(火)	登立西の浦	午前9時～午後4時
2月18日(水)	白湊・東満	午前9時～正午
	岩谷	午後1時～4時
2月19日(木)	船江・双原	午前9時～正午
	辺田・平・尾上	午後1時～4時
2月20日(金)	新田・積米	午前9時～正午
	坂本・山下	午後1時～4時
2月24日(火)	尾越崎	午前9時～正午
	四郎丸	午後1時～4時
2月25日(水)	大湊	午前9時～正午
	治郎田・荒木浜	午後1時～4時
2月26日(木)	上新田・馬場	午前9時～正午
	江樋戸・谷	午後1時～4時
2月27日(金)	豊後谷・中の丸	午前9時～正午
	古野・田端	午後1時～4時
3月 2日(月)	賤の女	午前9時～正午
	大手原・七ツ割	午後1時～4時
3月 3日(火)	女ヶ串・串	午前9時～午後4時
3月 4日(水)	鳩の釜	午前9時～午後4時
3月 5日(木)	野釜前・野釜南	午前9時～正午
	堤・宮津	午後1時～4時
3月 6日(金)	村寺尾・高田	午前9時～正午
	越の浦・池の迫・野米	午後1時～4時
3月 9日(月)	小瀬戸・貝場	午前9時～正午
	前平・小平	午後1時～4時
3月10日(火)	亀の迫	午前9時～正午
	柳東	午後1時～4時
3月11日(水)	柳西	午前9時～正午
	新開	午後1時～4時
3月12日(木)	満越・瀬高	午前9時～正午
	江後	午後1時～4時
3月13日(金)	全地区	午前9時～午後4時
3月15日(日)	全地区	午前9時～午後4時
3月16日(月)	全地区	午前9時～午後3時

◎会場 湯島出張所

月 日	地 区 名	時 間
2月26日(木)	湯島1・2区	午前9時半～正午
	湯島3・4区	午後1時～3時

◎会場 維和出張所

月 日	地 区 名	時 間
2月27日(金)	維和1～6区	午前9時～正午
	維和7～13区	午後1時～3時



3月8日・15日は、特に混雑が予想されます。お早めの申告をお願いします。

正午から午後1時は除きます。

【龍ヶ岳地区】

◎会場 龍ヶ岳統括支所

月 日	地 区 名	時 間
2月16日(月)	赤崎・葛崎・池ノ浦・夏唐	午前9時～正午
	西浦・丸田・中国・東浦・大作山	午後1時～4時
2月17日(火)	高串・小屋川内・脇浦	午前9時～正午
	瀬戸・東風留・白浜・下貫	午後1時～3時

◎会場 樋島老人福祉センター(樋島出張所)

月 日	地 区 名	時 間
2月18日(水)	須崎垣内・開田船津	午前9時～正午
	友田中鶴・古庵・真米・桑鶴	午後1時～4時
2月19日(木)	仏崎・下桶川	午前9時～正午

【姫戸地区】

◎会場 姫戸統括支所

月 日	地 区 名	時 間
2月20日(金)	牟田・永目	午前9時～正午
	元摺	午後1時～4時
2月24日(火)	神・塩屋	午前9時～正午
	二間戸本郷	午後1時～4時
2月25日(水)	西河内・神代	午前9時～正午
	団地1組～3組	午後1時～3時

【松島地区】

◎会場 教良木河内交流センター(教良木河内出張所)

月 日	地 区 名	時 間
3月 2日(月)	野々川・教良木本郷	午前9時～正午
	山浦・太平	午後1時～4時
3月 3日(火)	内野河内・星平	午前9時～午後3時

◎会場 阿村出張所(旧阿村中学校)

月 日	地 区 名	時 間
3月 4日(水)	阿村1・2区	午前9時～正午
	阿村3～5区	午後1時～4時
3月 5日(木)	阿村6～9区	午前9時～正午
	阿村10・11区	午後1時～3時

◎会場 松島庁舎3階会議室

月 日	地 区 名	時 間
3月 6日(金)	阿村12区・13区	午前9時～正午
	先辺・一番・今村	午後1時～4時
3月 8日(日)	全地区	午前9時～午後4時
3月 9日(月)	北の浦・中村 ・合の丸・浦山・園田	午前9時～正午
	松葉・西目・古園・ 古園団地・合津西の浦	午後1時～4時
3月10日(火)	志賀間・馬建・国迫	午前9時～正午
	御所組・稲戸・前島	午後1時～4時
3月11日(水)	樋合・永浦	午前9時～正午
	今泉東・今泉西	午後1時～4時
3月12日(木)	今泉釜・知十	午前9時～正午
	後山・米山	午後1時～3時

《申告フローチャート》

令和8年1月1日現在、上天草市に住んでいた人は、このフローチャートで「申告が必要かどうか」が分かります。（フローチャートに沿わない場合もあります。）

令和7年中のあなたの収入の種類別に確認してみてください。

※所得税の還付を受ける人は**確定申告**が必要になります。

収入なし・非課税収入のみの人

申告申出書が自宅に郵送されて
市役所へ返送済みである

はい↓

申告不要

いいえ↓

上天草市在住の親族に
税法上、扶養されている

はい↓

申告不要

いいえ↓

住民税申告

主に年金収入の人

年金収入が400万円を超えている

はい↓

確定申告

いいえ↓

年金収入以外の所得がある

はい↓

公的年金以外の
所得が20万円
を超えている

はい↓

確定申告

いいえ↓

はい↓

住民税申告

いいえ↓

申告不要

源泉徴収票の控除
内容に追加・変更
がある ※

※医療費控除や生命保険料控除等があれば申告をしていただくと税額が下がる場合があります。

譲渡所得（土地・建物）・株式等の譲渡所得・上場
株式などの配当所得がある人

確定申告 （申告不要な場合もあります）

主に給与収入の人

1か所からの収入のみで年末調整が
済んでおり、内容に変更がない

はい↓

申告不要

いいえ↓

次の項目に1つでも当てはまる

- ◎給与収入が2000万円を超える
- ◎年末調整されなかった給与収入と給与所得以外の所得（年金含む）の合計が20万円を超える
- ◎2か所以上から給与収入がある
- ◎医療費控除を受ける
- ◎住宅ローン控除（1年目）を受ける
- ◎年末調整の控除内容等に変更がある

はい↓

確定申告

いいえ↓

給与収入以外の所得が
ある（20万円未満）

はい↓

住民税申告

いいえ↓

申告不要

事業所得（農業・漁業・営業など）・不動産所得・雑所得・一時所得・総合譲渡所得がある人
所得金額が控除金額より多い

はい↓

確定申告

いいえ↓

住民税申告

土地建物や株式の譲渡所得・上場株式の配当所得・住宅ローン控除（1年目）についてはe-TAX（国税庁の確定申告書作成コーナー）または天草税務署での申告をお願いします。また、消費税及び所得税の青色申告は市役所税務課では受付いたしません。

所得税（確定申告）・住民税（住民税申告）の申告を忘れると、「扶養関係の証明書等の交付ができない」、「国民健康保険の加入者は軽減が受けられない」、また「適正な課税ができず所得税・住民税の追徴の対象となる」等の様々な支障が生じますので必ず期間内に申告しましょう。

【申告に関する問合せ】 上天草市役所税務課市民税係 ☎0964（26）5519

天草税務署申告相談への来場を検討されている方へ

税務署が開設する確定申告会場では、原則として、ご自身のマイナンバーカードとスマートフォンを利用して確定申告書等を作成していただきます。

なお、会場への入場は、LINEアプリによるオンライン事前予約又は、当日配付する入場整理券が必要です。（入場整理券の配付状況等に応じて、後日の来場をご案内する場合があります。）

確定申告書の作成については、マイナンバーカードを使った e-Tax を推奨しており、マイナンバーカード電子証明書に登録したパスワード2つが必要となります。

＜確定申告相談会場について＞

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。昨年に引き続き、会場に入場いただく際は、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。原則、LINEによるオンライン事前予約を案内しております。（当日配付する入場整理券には限りがございます。）

国税庁LINE
公式アカウント



入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

＜開設場所＞ 天草税務署（天草市古川町4-2）

＜開設期間＞ 令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで（土日祝日を除く。）

※譲渡所得及び贈与税に関する相談については、以下の日程は担当者が不在のため対応ができませんので、ご注意ください。

2月19日（木）、20日（金）、27日（金）、3月5日（木）、6日（金）

＜受付時間＞ 午前9時から午後4時（入場整理券の配付終了まで）

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。国税相談専用ダイヤルや最寄りの税務署にお尋ねください。

国税相談専用ダイヤル（電話 0570-00-5901）

天草税務署（電話 0969-22-2510）※自動音声案内

※ スマホとマイナンバーカードを利用して、ご自宅から申告書等の作成・e-Taxによる送信（提出）ができます。

ぜひ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告書等作成
コーナーはこちら



＜パスワードの事前確認＞

e-Tax送信に当たっては、マイナンバーカードの発行時に設定した2種類のパスワードも必要ですので、事前にご確認ください！

- ① 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ② 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

パスワードを忘れた
場合等の対処法はこちら

＜パスワードの初期化・再設定方法＞

マイナンバーカードのパスワードを忘れてしまった場合やロックがかかってしまった場合、コンビニ等でパスワードを初期化・再設定することができます。



持参物

(1) 全ての方

- ア 生命保険及び地震保険等の支払証明書（領収書は不可）
- イ 確定申告のお知らせ（税務署から送付されてきた方のみ）
- ウ 利用者識別番号の通知書（税務署から送付されてきた方のみ）
- エ 本人確認書類と個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

(2) 給与収入がある方

- ア 給与所得の源泉徴収票（職場から発行）
※給与収入が1か所だけで職場で年末調整されている方は、申告の必要はありません。
- イ 給与所得の源泉徴収票がない方は、職場からの給与支払証明書等の年間収入金額及び会社名等が分かるもの。
- ウ 本人名義の口座番号が分かるもの（還付の場合。）
- エ ふるさと納税のワンストップ特例の申請をされた方 寄付金受領証明書（医療費や住宅ローン控除等で確定申告をされる方に限っては、寄付金控除の申告も併せて必要です。）

(3) 自営業の方（漁業・農業含む）

- ア 収支内訳書（収入金、経費が分かる証明書又は帳簿、領収書等）
※事前に記入し、持参してください。（職員による経費等の仕分け、集計はお断りしております。）

(4) 不動産を貸している方

- ア 収支内訳書（収入金、経費が分かる証明書又は帳簿、領収書等）
※事前に記入し、持参してください。
- イ 貸している方の住所、氏名、貸付金額が分かる書類及び帳簿等

(5) 年金収入がある方

公的年金の源泉徴収票（日本年金機構等から毎年1月末頃に郵送されてくるハガキ）
※公的年金収入のみで、次の（ア）又は（イ）に該当し、他に収入がない方は、所得税、住民税の申告は不要です。

（ア）昭和36年1月2日以後に生まれ、支給された年金の合計額が98万円以下の方

（イ）昭和36年1月1日以前に生まれ、支給された年金の合計額が148万円以下の方

(6) その他の収入がある方

収入金額、経費等が分かる書類、証明書及び帳簿等

医療費控除に必要な書類

- （1）医療費の明細書（医療費の領収書1年分を個人ごと、病院ごとに集計してください。）又は医療費通知書
※税務課の窓口に明細書の用紙を用意しておりますが、用紙がない場合でもメモ用紙等に記入し、持参してください。（職員による領収書の仕分け、集計はお断りしております。）

（記載例）	太郎	A病院	40,000円	
	太郎	B病院	25,000円	
	花子	A病院	30,000円	合計95,000円

- （2）寝たきりの人等のおむつに係る費用については、「おむつ使用証明書」の発行を医師または高齢者ふれあい課から受けた場合、医療費控除の対象となります。
- （3）健康保険・生命保険等で補てんされた金額の証明書
- （4）セルフメディケーション税制の適用を受ける方は、健康の保持増進等への取り組みを明らかにする書類

5 注意事項等

- (1) 混雑を避けるために地区割当てをしています。なるべくお住まいの地区割当日にお越しください。
どうしても都合が悪い場合は、他の日程の都合の良い日にお越しください。
- (2) 混雑時や申告内容によっては、半日程かかる場合もありますので申告には時間に余裕を持ってお越しください。
- (3) 申告の内容によっては、受付できない場合がありますので御了承ください。
- (4) 税務署または e-Tax 等で所得税の確定申告をする方は、市県民税申告の必要はありません。
- (5) 必要書類が不足した場合は、再度書類をそろえていただくことになりますので、関係書類は必ず持参してください。
- (6) 上天草市に住民登録がある方で、市外に居住している方は、市外居住地の市町村と重複課税される場合がありますので、必ず勤務地及び会社名を御連絡ください。
- (7) 収入が全くない方もその旨を申告していただく必要があります。
- (8) 市県民税及び所得税の申告を忘れると様々な支障が生じますので、必ず期間内に申告しましょう。

※天草税務署でお願いします。

- 土地・建物等の譲渡所得の申告
- 青色申告
- 消費税
- 相続税及び贈与税
- 住宅ローン控除 1 年目

【お問合せ先】

上天草市役所 税務課
市民税係
☎0964 (26) 5519